

令和 2 年 8 月 1 9 日
総合教育政策局長決定

消費者教育の指導者用啓発資料作成部会設置要綱

1. 趣旨

文部科学省においては、消費者教育推進委員会（以下、「委員会」という）を設置し、消費者教育の推進に関する検討・検証等を行っている。本委員会においては、平成 27 年度に、消費者教育の指導者を対象に消費者教育を通じて育む力や指導者の役割を明らかにした上で、消費者教育を実践する上でのヒントや事例等を掲載し、あらゆる機会や場において消費者教育が行われることをねらいとした啓発資料を作成したところであるが、令和 4 年度より施行される成年年齢を現行の 20 歳から 18 歳に引き下げる民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号。）や新学習指導要領（平成 29 年・30 年改訂）等を踏まえ、本啓発資料の内容の改訂を行う検討を行うため、本委員会の下に、「消費者教育の指導者用啓発資料作成部会」（以下、「部会」という。）を設置する。

なお、部会における啓発資料の検討に当たっては、委員会の意見を踏まえるとともに、部会での検討状況について委員会に報告を行うものとする。

2. 実施事項

- (1) 消費者教育の指導者用啓発資料作成に関すること
- (2) その他

3. 実施方法

本部会は別紙の消費者教育に関する有識者等で構成し、2 に掲げる事項について検討等を行うものとする。

4. 実施期間

令和 2 年 8 月 1 9 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

5. 庶務

本部会の庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課において処理する。

消費者教育の指導者用啓発資料作成部会構成員

石 堂 裕 兵庫県たつの市立新宮小学校主幹教諭

大 本 久美子 国立大学法人大阪教育大学教育学部健康安全教育系家政教育部門教授

北 村 純 一 兵庫県姫路市立四郷学院教頭

柿 野 成 美 公益財団法人消費者教育支援センター専務理事・首席主任研究員

永 井 健 夫 山梨学院大学法学部政治行政学科教授

樋 口 雅 夫 玉川大学教育学部教授

以 上

消費者教育の指導者用啓発資料作成部会検討事項

1 趣旨・目的

教師や社会教育主事を対象に、消費者教育の重要性についての理解を促し、学校教育や社会教育における既存の取組の充実を図るとともに、あらゆる機会や場において消費者教育が可能となるような消費者教育のヒントとなる資料を作成する。

消費者教育の実践に当たっては、成年年齢引き下げによる若年者への消費者教育の充実が喫緊の課題である一方、コロナ禍における学校運営等の変化や新しい生活様式による販売やサービスの電子化等の社会情勢を踏まえた実践の工夫が必要となっている。また、学校における消費者教育の推進については、新学習指導要領（平成 29 年・30 年改訂）において、消費者教育に関する内容の充実が図られていることから、学習指導要領の趣旨を理解し、適切に消費者教育を実施されることが重要である。

このため、教師や社会教育主事等に対し、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の教科だけでなく、その他教科や活動の中に既に消費者教育に通じるものがあること、様々な教育や活動に消費者教育の視点を加えることで消費者教育になることを学校・社会教育の事例等を通じて伝えることとする。

2 構成イメージ

全 24 頁程度。A4 用紙 1 枚を 1 頁とする。

- 表紙（表・裏：2 P）
- 導入
 - 私たちの人生と消費との関係
 - 消費者教育を通じて育む力とは
 - 消費者教育のヒント
- 消費者教育の事例（学校教育・社会教育における実践事例）
 - ※成年年齢引下げやSDGs等教師の興味関心の高い事例等を中心に掲載
- 用語解説・資料・データ

3. 構成に基づく記載内容

前回の啓発資料を基に、1 趣旨・目的を踏まえた改訂を行う。

消費者教育の指導者用啓発資料（案）

- 前回（平成 27 年度作成版）は、（1）領域別実践事例として、基本方針で示された消費者教育の 4 つの重点領域（生活の管理と契約、商品やサービスの安全、情報とメディア、消費者市民社会の構築）ごとに、「学校教育における授業（①中核的な教科における授業、②「消費者」の視点を持った授業）」と「地域の課題解決に向けた消費者教育」に分類し、実践事例を整理し、掲載するとともに、（2）連携・協働による実践事例として、学校と消費生活センターの連携による授業実践、公民館と ESD 推進協議会との協働による実践事例、（3）既存の取組を生かした実践事例として、父母と先生の会、学校支援地域本部、公民館での活動における実践事例を掲載し、それぞれの事例における実践のヒントや連携のポイント、アレンジ方法などを提示した。
- 今回（令和 2 年度作成版）は、成年年齢引下げや SDG s、学習指導要領改訂等を踏まえ改訂を行うことから、これらの新たなトピックに関連する事例を、「学校教育における授業」と「地域における消費者教育」に分けて掲載する。併せて、実践事例とは別の視点として、推進体制の整備も重要であるため、多様な主体の連携・協働による推進体制の事例を提示する。なお、前回同様、若年者（児童・生徒）を対象とした実践例を掲載することとする。
- 昨年度の取組状況調査の教育委員会回答「消費者教育の推進における課題として『他の優先課題があり取り組めない』」が 52.1% あったことを受け、これらの層へアプローチできるよう、前回は記載されていた、実践のヒントや連携のポイント、アレンジ方法などをよりわかりやすく提示するとともに、すでに実践されている様々な取組に、消費者教育の視点があるということを全体を通じて提示する。
- 絵図を用いて、文字量を減らし、必要な情報は、参考情報として、冊子の後方頁にまとめて掲載するようにする。

<啓発資料骨子案>

1. はじめに（導入）

消費者教育の必要性・重要性について、消費者を取り巻く現状を踏まえて提示するとともに、消費者教育は新たな教科というわけではなく、これまで行ってきた授業や取組に消費者教育の視点を加えることで実践することが可能であるということを示す。

2. 消費者教育（「消費者」の視点を持った授業を含む）の事例を通じた実践のヒント・ポイントの提示事例①（「消費者」の視点を持った授業）

ここでは、前段の導入の内容を受け、SDG s を共通概念として関係する環境教育、法教育、主権者教育等の現代的な諸課題に対応する様々な教育については、消費者教育と重なる部分も多いことから、その部分については、「消費者」の視点で捉えることで、実生活の場面でイメージすることができることから、より身近で実践的な能力を育むことにつながることを示す。

事例②（中核的な教科における授業）

学習指導要領の改訂により、消費者教育の中核的な教科である社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科において内容が充実された。一方で、学習指導要領においては、「各学校においては、児童/生徒や学校、地域の実態及び児童/生徒の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする」とされている。これらを踏まえ、ここでは、中核的な教科においても、個別に実施するのみならず、児童・生徒の発達段階を考慮した体系的及び教科横断的に実践していくことが重要であるということについて事例を通じて示す。

また、成年年齢引下げ等の社会的課題に対する消費者教育からのアプローチについても提示する。

事例③（地域における消費者教育）

ここでは、地域における実践として、学校教育以外での実践を提示する。例えば、コミュニティー・スクールにおける消費者教育の実践など、学校を中心として、保護者と地域住民等を巻き込んで実践されている事例を提示し、子供達や地域住民が知識として学んだことを、自らの消費生活に生かすとともに「見せて」、「話して」、「書いて」他人に伝えることにより、社会をたくましくいきっていく実践的な能力（生きる力）を育むことで、社会の消費者力を向上していくということを提示する。

3. 連携・協働による推進体制構築に向けた事例を通じたヒント・ポイントの提示

消費者教育は、多様な主体が連携することでより効果的な実践につなげることができることから、どのような機関が、どのようにして連携したか等、推進体制構築の背景や留意点について、事例を通じて示す。

4. 参考情報・用語解説等